

令和 4 年度

定期監査結果報告書

下北地域広域行政事務組合

監査委員

1 監査の対象

令和3年度、令和4年度下北地域広域行政事務組合の財務に関する事務の執行状況について

監査対象期間 令和3年4月1日から令和4年9月30日まで
(契約事務の執行状況については、令和3年度に契約締結したものから抽出し、審査対象とした。)

2 監査の実施期間

令和4年9月5日から令和5年1月29日まで
監査日程は、資料1のとおりである。

3 監査の対象部署

むつ消防署
むつ消防署川内消防分署
むつ消防署脇野沢消防分署
大湊消防署

4 監査の着眼点

本年度の監査は下記に重点を置いた。

- (1) 職員の配置状況
- (2) 予算の執行状況
- (3) 契約事務の執行状況
- (4) 財産の管理状況

5 監査の方法

下北地域広域行政事務組合監査基準第15条に準拠し、監査対象部署に対し資料の提出を求め、その資料を参考として関係書類を審査するとともに、当該部署の令和4年度事務の概要説明を求め、当該事務が法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、例月現金出納検査の結果も参考とし、また、予算の執行状況及び財産の管理状況については、現地に赴き、関係職員から説明を求めるなどにより実施した。

6 監査の結果

監査の着眼点別に列記する。

(1) 職員の配置状況

令和4年4月1日における職員数、配置状況等を審査した。

定期監査対象部署の職員の配置状況（各年度4月1日現在）

（単位：人）

部署名	種別	令和4年度	令和3年度	増減
むつ消防署	職員	47	49	▲2
	会計年度任用職員	1	1	0
	合計	48	50	▲2
むつ消防署川内消防分署	職員	21	21	0
	会計年度任用職員	0	0	0
	合計	21	21	0
むつ消防署脇野沢消防分署	職員	17	17	0
	会計年度任用職員	0	0	0
	合計	17	17	0
大湊消防署	職員	27	27	0
	会計年度任用職員	1	1	0
	合計	28	28	0

職員の配置状況を前年度と比較すると、むつ消防署において2名減員となっている。

業務の状況を確認したところ、むつ消防署において他の3部署と比較して有給休暇取得日数が少ない状況であった。限られた人数での交代勤務であり、新型コロナウイルス感染症の感染対策も求められることから職員一人一人の負担が増しているが、いずれの部署も協力体制を整え、業務遂行に努めていた。

(2) 予算の執行状況

予算の執行状況について、適正かつ効率的に行われているかを審査した。

いずれの部署も適正に処理されており、例月現金出納検査にて指摘のあった川内消防分署において指名停止期間中の業者を事前に管理者の承認を得ないまま随意契約の相手方とした事項、また同署において返品した商品の代金を誤って支払ったため過払いとなった事項については、職員間で周知し、再発防止に努めていた。

(3) 契約事務の執行状況

契約事務の執行状況について8件（資料2）の契約事務を抽出し、その契約方法、手続き及び契約内容の適否を審査した。

審査の結果、一部に注意を要する事項等があった。

過去の定期監査において、契約事務にあっては契約書類の不備や誤記、仕様書に沿わない業務の履行などについて繰り返し改善の要望や注意を行っている。関係する法令や例規などを十分理解し、共通認識のもと遺漏なきよう執行されたい。

【むつ消防署】

「空調設備保守点検委託業務」

○注意事項

- ①仕様書の点検項目に則った点検結果報告が行われていなかった。
 - ・「ロスナイ」、「ポンプ類点検」の点検項目について点検が実施されていたにもかかわらず報告がされていなかった。
 - ・複数あるエアコンの点検項目が一つにまとめられ報告されていた。
- ②本契約は、郵便入札で行われ、その方法は書留と指定しているが、到達した相手方の封筒が破棄されており、その入札が有効な方法によるものか確認出来なかった。指定方法により郵送されたことを証明するために、封筒は保管されたい。
- ③入札辞退届に受理印がなく、開札日前日までに到着したか確認できなかった。

「墜落制止用器具購入」

○注意事項

- ①本契約の入札は郵便入札により行われているが、空調設備保守点検委託業務と同様、入札書を書留郵送する際の封筒が破棄されていたため、封筒を保管されたい。
- ②入札辞退届に受理印がなく、開札日前日までに到着したか確認できなかった。

【川内消防分署】

「川内消防分署屋根改修工事」

○注意事項

- ①契約内容説明書の提出書類のうち、提出が必須の工程表が提出されていなかった。

【大湊消防署】

「自家用電気工作物保安管理委託業務」

○注意事項

- ①契約締結伺に見積を依頼した6者のうち1者の記載がなかった。
- ②契約書の発注者名が不鮮明で、その不鮮明部分を書き足していた。

- ③月次点検報告書の保管場所が一定していなかった。
- ④検査調書の受託者代表者名が前代表者の名前となっていた。

(4) 財産の管理状況

①切手

切手については、いずれの部署においても適正に管理されていた。

②物品

物品については、備品台帳及び被服台帳から抽出により取得、管理及び処分の事務処理が適正に実施されているかなどを審査したところ、一部の部署において注意を要する事項があった。

【むつ消防署】

○注意事項

- ①貸与期間満了後に無償交付された一部の貸与品について、被服台帳に無償交付年月日が記載されていなかった。

【脇野沢消防分署】

○注意事項

- ①貸与期間満了後に無償交付された貸与品について、無償交付年月日が記載されていなかった。また、返納された一部の貸与品についても返納年月日が記載されていなかった。

【大湊消防署】

○注意事項

- ①備品の登録について、冷蔵庫とテレビを電化製品一式として購入し、同一の備品番号を付していたが、枝番を付し個別管理できるよう登録する必要がある。

③施設の維持管理

施設の管理状況については、建物をはじめとする設備などの管理状況、法令等に基づいた点検の実施状況について審査した。

建物については、むつ消防署が23年、川内消防分署が53年、脇野沢消防分署が48年、大湊消防署が3年経過している。

むつ消防署については、訓練塔の腐食劣化が激しく、現在4階以上の階は使用不可としている。そのため、職員の訓練は、大湊消防署へ移動して行っている。

また、庁舎についてもオーバースライダーや照明器具など、改修箇所が

増加している。

川内消防分署及び脇野沢消防分署は建築当時の「旧耐震基準」のままで耐震工事等を行っておらず、安全面において十分とはいえない。

また、前述のとおり老朽化が著しく、職員の日常点検などにより維持されているものの、勤務環境に影響を及ぼし、庁舎間の格差が見られる。

現在、両分署については地域の防災拠点としての役割を果たすべく、地域や庁舎の実情を踏まえながら「むつ市消防ビジョン（２０１９年３月策定）」に基づき、建替など具体的な協議が進められているところである。

大湊消防署については令和元年９月に新築し、同年１２月より新庁舎にて業務を開始した。業務開始以降修繕や不具合はなく、適正に管理されている。

(5) その他の事項

①燃料の保管について

いずれの部署も概ね適正に保管されていたが、川内消防分署において、予備として保管する携行缶・ポリタンクへ給油した場合も車輛給油分として車輛日報に記録していた。保管状況をより明確にするため、これらを分けて記録されたい。

資料 1

月 日	区 分	備 考	
1 1 月 7 日 (月)	事前監査	9 : 3 0 ~ 1 0 : 3 0 1 1 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 1 4 : 1 0 ~ 1 5 : 1 0 1 5 : 5 5 ~ 1 6 : 5 5	むつ消防署 大湊消防署 むつ消防署脇野沢消防分署 むつ消防署川内消防分署
1 2 月 1 5 日 (木)	本監査	9 : 3 0 ~ 1 0 : 3 0 1 1 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 1 4 : 1 0 ~ 1 5 : 1 0 1 5 : 5 5 ~ 1 6 : 5 5	むつ消防署 大湊消防署 むつ消防署脇野沢消防分署 むつ消防署川内消防分署
1 2 月 2 8 日 (水)	講 評	1 0 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0	むつ消防署 むつ消防署川内消防分署 むつ消防署脇野沢消防分署 大湊消防署

資料 2

部 署 名	契 約 の 名 称
む つ 消 防 署	空調設備保守点検委託業務 煤煙測定委託業務 墜落制止用器具購入
む つ 消 防 署 川 内 消 防 分 署	川内消防分署屋根改修工事 L U C A S 2（心臓マッサージシステム）修繕
む つ 消 防 署 脇 野 沢 消 防 分 署	塵芥収集及び運搬業務委託
大 湊 消 防 署	自家用電気工作物保安管理委託業務 消防用ホース購入